

米国商務省、USPTO を在宅勤務禁止対象から除外

2025 年 1 月 28 日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、田畑

米国商務省は、2025 年 1 月 24 日、同省における在宅勤務に関する方針を変更した¹。これにより、同省では、原則として定常的な在宅勤務が禁止され、オフィスでの勤務が求められる。

ただし、同省に属する USPTO は、この在宅勤務方針が適用されない組織として指定されたことから、USPTO 職員は、在宅勤務の継続が可能となる。

Trump 大統領による 1 月 20 日の通達²によれば、政府機関は、在宅勤務の体制を廃止し、オフィスでフルタイムの業務を行うことを職員に義務付けなければならないが、他方、必要な場合には、例外を設けることもできる。この通達を受けて、連邦政府の人事管理局（Office of Personnel Management : OPM）は、各政府機関に対して、1/24 までに在宅勤務方針の決定と職員への通知などを求めている³。

連邦政府の職員による在宅勤務は COVID-19 感染症の拡大を契機として一般化した⁴が、USPTO は、それ以前から積極的に在宅勤務を活用しており、政府機関の中でも先導的な役割を務めていた。

USPTO 内には在宅勤務を管理する部署⁴が存在し、直近では在宅勤務に関する年次報告書 2023⁵を報告している。この報告書によれば、USPTO の職員の 96% は在宅勤務が可能であり、特許部門で 9,207 名、商標部門で 1,020 名が週 5 日間在宅勤務を行っている。

USPTO の審査官の多くがオフィスに通勤不可能な場所で業務を行っていること、在宅勤務の浸透によりオフィスを大幅に縮小していることなどから、知的財産関係者からは USPTO に対して在宅勤務の禁止が適用されるのか、仮に適用された場合に審査官が離職しないのかを懸念する声があった。

今般の商務省の判断は、知的財産関係者を安堵させるものとなっている。

なお、Trump 大統領の政策への USPTO の反応として、多様性に関するポータルサイトが閉鎖されている⁶。これは、連邦政府の多様性・公平性・包摂性（Diversity・Equity・Inclusion : DEI）プログラムの廃止を求める大統領令⁷への対応として行われたと説明されている。

（以上）

¹ INFORMATION MEMORANDUM FOR DEPARTMENT LEADERSHIP ON RETURN IN-PERSON WORK

² <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/return-to-in-person-work/>

³ OPM の MEMORANDUM

⁴ Telework Program Office

⁵ https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/TAR_2023.pdf

⁶ USPTO ウェブサイトでの廃止報告

⁷ ENDING RADICAL AND WASTFUL GOVERNMENT DEI PROGRAMS AND PREFERENCING